

## 生駒市規則第 2 1 号

生駒市生涯学習施設及び体育施設の使用料等に関する規則をここに公布する。

平成 2 4 年 6 月 2 5 日

生駒市長 山下 真

### 生駒市生涯学習施設及び体育施設の使用料等に関する規則

生駒市公の施設の使用料等に関する規則（平成 2 1 年 1 0 月生駒市規則第 2 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、生駒市生涯学習施設条例（平成 2 3 年 9 月生駒市条例第 2 2 号）別表第 1 及び別表第 2 並びに生駒市体育施設条例（平成元年 1 2 月生駒市条例第 3 1 号）別表第 3 の規定により附属設備の使用料及び利用料金の額を定めるほか、これらの条例に係る施設の使用料及び利用料金（以下「使用料等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（生涯学習施設の附属設備使用料等の額）

第 2 条 生駒市生涯学習施設条例別表第 1 に規定する市長の定める額は、別表第 1 に定める額とする。

2 生駒市生涯学習施設条例別表第 2 に規定する市長の定める額は、別表第 2 に定める額とする。

（体育施設の附属設備使用料等の額）

第 3 条 生駒市体育施設条例別表第 3 に規定する市長の定める額は、別表第 3 に定める額とする。

（使用料等の納付時期）

第 4 条 生涯学習施設の使用料等は、使用日（使用期間が 2 日を超える場合は、その初日）までに納付しなければならない。

- 2 体育施設の使用料等は、使用の許可を受けた際に納付しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、使用料等の納付時期を別に定めることができる。

（使用料等の減免）

第5条 使用料等の減免の基準及びその割合については、市長が別に定める。

- 2 使用料等の減免を受けようとする者は、使用料等減免申請書を市長又は指定管理者に提出しなければならない。

（使用料等の還付）

第6条 使用料等の還付の基準については、市長が別に定める。

（施行の細目）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1 舞台設備

附 属 設 備	1 回当たりの使用料の額
平台（足箱を含む。）	1 式 500 円
金 <sup>びょう</sup> 屏風	1 双 1,200 円
反響板	1 式 4,100 円

2 照明設備

附 属 設 備	1 回当たりの使用料の額
基本照明装置	1 式 2,000 円
アッパーホリゾントライト	1 式 600 円
ロアーホリゾントライト	1 式 900 円
センターピンスポットライト	1 台 1,600 円
エフェクトマシン	1 式 700 円
ミラーボール	1 台 100 円

3 音響設備

附 属 設 備	1 回当たりの使用料の額
基本音響装置	1 式 100 円
はね返りスピーカー	1 式 200 円
ワイヤレスマイクロホン	1 本 100 円
コンデンサーマイクロホン	1 本 100 円

#### 4 その他の附属設備

附属設備	1回当たりの使用料の額
フルコンサートグランドピアノ	1台 3,900円
グランドピアノ	1台 700円
OHP	1台 400円
OHC	1台 600円
16ミリ映写機	1台 2,000円
液晶プロジェクター大	1台 1,300円
調理台	1台 200円

#### 備考

- 1の申請に対する附属設備の使用の許可ごとに1回の使用とする。ただし、当該許可が2日以上連続した使用に係る場合は、1日ごとに1回の使用とする。
- ワイヤレスマイクロホン及びコンデンサーマイクロホンについては、合計3本目から使用料を徴収する。

別表第2（第2条関係）

1 舞台設備

附 属 設 備	1 回当たりの利用料金の額
平台（足箱を含む。）	1 式 500 円
金屏風 <sup>びょう</sup>	1 双 1,200 円
反響板	1 式 4,100 円

2 照明設備

附 属 設 備	1 回当たりの利用料金の額
基本照明装置（生駒市図書館に係るもの）	1 式 1,400 円
基本照明装置（北コミュニティセンター I S T A はばたきの小ホールに係るもの）	1 式 1,500 円
基本照明装置（前2項の基本照明装置を除く。）	1 式 2,000 円
アッパーホリゾントライト	1 式 600 円
ロアーホリゾントライト	1 式 900 円
センターピンスポットライト	1 台 1,600 円
ピンスポットライト	1 台 1,600 円
エフェクトマシン	1 式 700 円
ミラーボール	1 台 100 円

3 音響設備

附 属 設 備	1 回当たりの利用料金の額
基本音響装置	1 式 100 円
はね返りスピーカー	1 式 200 円
ワイヤレスマイクロホン	1 本 100 円
コンデンサーマイクロホン	1 本 100 円

#### 4 その他の附属設備

附属設備	1回当たりの利用料金の額
フルコンサートグランドピアノ	1台 3,900円
コンサートグランドピアノ	1台 1,200円
グランドピアノ	1台 700円
OHP	1台 400円
OHC	1台 600円
16ミリ映写機	1台 2,000円
液晶プロジェクター大	1台 1,300円
液晶プロジェクター小	1台 200円
陶芸窯（素焼きの場合）	1台 1,700円
陶芸窯（本焼きの場合）	1台 2,200円
電気窯小（素焼きの場合）	1台 1,300円
電気窯小（本焼きの場合）	1台 1,700円
電気窯大（素焼きの場合）	1台 2,600円
電気窯大（本焼きの場合）	1台 3,500円
電気窯（七宝焼窯用）	1台 300円
調理台	1台 200円

#### 備考

- 1 1の申請に対する附属設備の使用の許可ごとに1回の使用とする。ただし、当該許可が2日以上連続した使用に係る場合は、1日ごとに1回の使用とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、陶芸窯及び電気窯は、窯入れから窯出しまでの使用をもって、1回の使用とする。
- 3 ワイヤレスマイクロホン及びコンデンサーマイクロホンについては、合計3本目から利用料金を徴収する。

別表第3（第3条関係）

附 属 設 備	1 回当たりの使用料等の額
バスケットボール用具	1 組 400 円
バレーボール用具	1 組 400 円
バドミントン用具（ラケット及びシャトルコックを除く。）	1 組 200 円
卓球台（ネット及びサポートを含む。）	1 組 200 円
卓球用ボールスタンド	1 台 50 円
ハンドボール用具	1 組 400 円
テニス用具（ラケット及びボールを除く。）	1 組 200 円
電光掲示板	1 基 1,000 円
計時タイマー	1 台 200 円
放送設備	1 式 1,000 円
綱引き用具	1 式 400 円
プール更衣ロッカー	1 回 50 円
コイン式シャワー	1 回 100 円

備考

- 1 生駒市体育施設条例別表第3の1の表から5の表までに規定する使用料等の時間区分ごとに1回の使用とする。
- 2 グラウンド又はテニスコートの使用に伴い附属設備（コイン式シャワーを除く。）を使用する場合には、使用料等を徴集しない。